

調査時点 2010年2月10日

1. 倒産法

サウジアラビア（以下「サウジ」という）における倒産に関する法律としては、商事裁判所法（Commercial Court Law）と破産予防手続法（Bankruptcy Preventive Settlement Law）がある。

(1) 商事裁判所法

商事裁判所法は、商人（商事裁判所法に定義されている商行為を行う者をいう）と会社に適用される。破産は、破産者自身または債権者によって申し立てられる。

破産の申立てがなされた場合、裁判所は、当該事案において破産が相当であるかどうかを決定するために、破産者の会計帳簿を検査することになる。

当該破産案件を処理するために委員会が組織され、裁判所が、当該委員会の委員長を選任する。また、債権者は、債権者の中から、またはその経験と公正さを裁判所に認められている請求代理人の中から、債権者の債権管理人を選任する。委員として選任される者は、サウジ国民であること、業務経験を有し、シャリーア法（*Shari'ah*）（イスラム法）（シャリーア法に関する詳細は、日本貿易振興機構（ジェトロ）のウェブサイト『[サウジアラビアにおけるシャリーア法（イスラム法）について](#)』参照）、商事関連法令およびサウジの商慣習を理解していること、手続の当事者と何ら関係を有していないこと等の条件を満たしていなければならない。

裁判所は、委員が集まり、破産者の債権債務を検査するための場所を提供する。

当該委員会は、破産者の債権の回収、破産者の資産の差押えと差し押さえた資産の競売等を行うことができる。

商事裁判所法において、破産とは、「債務がその資産を上回り、債

務の返済が不可能になった状態」と定義されている。

商事裁判所法では以下の3種類の破産が規定されている。

- ・ 真実の破産 (real bankruptcy) : 一般的に健全な経営をしており、正式な帳簿を作成し、浪費をしていなかったが、資産に明白な損失が生じた場合。
- ・ 怠慢による破産 (bankruptcy by default) : 資産を浪費し、その損失を適時に開示せずに、債権者に隠したまま経営を続行して、資産を使い尽くした場合。
- ・ 詐欺的破産 (bankruptcy by fraud) : 会計帳簿に虚偽の記載をする、財産を隠匿する等詐欺的行為を行っていた場合。

真実の破産の場合には、法定の手続に従って債務を弁済した後に免責を受けられる。怠慢による破産では、債務の弁済に加えて、刑罰を受けなければ、免責を受けることはできない。詐欺的破産では、破産手続によって免責を受けることはできず、さらに刑罰を受けなければならない。

(2) 破産予防手続法

破産予防手続法では、商人と会社に、裁判所に破産予防措置を求める申請を提出するかどうかの裁量を与えている。

破産予防手続法においては、破産に直面している者のみが破産予防措置の実行を要請することができる(商事裁判所法に基づく破産の申立ての場合と異なり、債権者には申立権がない)。商人または会社が、債権者に支払をすることができないと考えるときは、債権者との調停を請求することができ、特別委員会が当該請求を審査することになる。

特別委員会は、商工業大臣 (Minister of Commerce and Industry) の決定に基づいて、商工会議所 (Chamber of Commerce and Industry) に設置される。特別委員会は3人の委員(うち1人は委員長)から構成される。特別委員会にかかわる費用は申立人が負担する。

債権者と合意に至ることが不可能な場合、または申立人が破産予防措置を申請することが自らの利益にかなうと判断する場合、苦情処理

庁 (Board of Grievances) に申し出て、債権者を招集し、彼らに破産予防措置を伝えることを要請することができる。申立人はその際、債務超過に陥った理由ならびに提案する措置の内容およびその実行方法を申立書に記載しなければならない。

苦情処理庁は、代表者を選任して、対象者の財務状態を検査する。破産処理手続が進行中でも、申立人は、苦情処理庁が指名した者の監督下で業務を継続することができる。処理手続の開始決定は、債務の支払期日の到来を意味しない。苦情処理庁が発表した破産予防措置は、3分の2以上の債権を有する債権者の同意が得られれば、当該措置はすべての債権者を拘束する。他の債権者は、たとえ手続に参加していなくても、また当該措置に同意していなくても、苦情処理庁の決定に従わなければならない。ただし、当該決定は、扶養費等特別の債務や破産処理手続開始後に負担した債務には適用されない。

措置に従った債務の弁済を受けられなかった債権者は苦情処理庁に措置の取消しを求めることができる。破産者は、苦情処理庁に対して自己の義務を果たしていることを証明し、申立ての却下を求めることができる。

3分の2以上の債権を有する債権者の同意が得られなかった場合には、商事裁判所法の手続が開始される。

2. 担保法

サウジにおいては、動産に関する担保権が法定されている他、契約上の権利を担保のために譲渡することによって、担保の対象とすることができるとされている。サウジにおける担保に関する概要は以下のとおりである。

(1) 担保権

サウジにおける担保に関する法律としては、商業担保法 (Commercial Mortgage Law) がある。

商業担保法においては、商事債務について、動産に担保権 (mortgage) を設定できると規定されている。

担保権の対象物は、法的に売却可能なものでなければならない。また、動産に対する担保権に関する対抗要件を備えるためには、担保権者は必ず物理的な占有または支配を有していなければならない。担保権設定者は当該資産を処分する権利を有してはならない。なお、対象物

に関する特別な登録・記録等の方法が設けられている場合には、担保権に関する情報も登録されることがある。例えば、上場会社の株式については、証券預託機関（Securities Depository Center）に記録される場所、株式に担保権が設定されたことが証券預託機関に通知されると、当該担保権に関する情報が当該株式の記録に付記される。

商業担保法においては、不動産に担保権を設定できるとはされていないが、伝統的に、不動産に対する担保権は、不動産登記所において、不動産の権利証書に記録され得る。ただし、担保権が金融機関の債権を担保するためである場合、通常、不動産登記所の公証人はこれを記録しない。

いかなる担保権も、担保が設定された日において契約上有効に存続している債権金額を担保するためにのみ設定され得る。担保設定後に金額が増額されたとしても、当該増加額は設定済みの担保権によっては担保されない。担保は、設定日に存在していない債務については設定できない。

(2) 譲渡

契約上の権利は、当該権利を担保のために譲渡（assignment）することによって、担保の対象とすることができるとされている。当事者間で有効に権利を譲渡するためには、当事者間の合意が必要である。ただし、担保としてなされる譲渡の有効性については、裁判所において判断された実例が少なく、その実効性には疑義がある。

また、金銭については、シャリーア法上売却することができないため、サウジでは、担保の目的でなされる預金の譲渡については、その執行可能性に疑義がある。預金の譲渡または預金担保を行おうとする場合の、さらなる問題としては、シャリーア法が、将来の財産に対する担保設定を禁止し、担保権または譲渡の対象となる財産が不確定な場合の担保設定を禁止していることが挙げられる。そこで、残高が変動する預金口座を譲渡し、これに担保を設定することはできないとも考えられる。しかし、シャリーア法においても相殺は認められており、銀行は預金債権を相殺することにより、同様の効果を実現することが可能であると考えられている。

(3) 担保実行に関する留意点

担保権については、公的な登録方法がなく、その結果、担保を先に主張した者が優先すると考えられる。つまり、第三者対抗要件を備えていない担保権者は、債務者が倒産した際には、無担保債権者と同列に立つことになる。

また、担保に関する法令が不明確であるため、実効的な担保を設定することが難しいことがある。担保の実行も時間がかかり、実行が難しい場合もある。

※本資料は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の委託を受けた西村あさひ法律事務所が、ジェトロの事前承諾の下、サウジアラビア所在の法律事務所の協力を得て作成したものです（法令等のアラビア語版による原典は参照しておりません。本資料に含まれる情報は仮訳の部分を含みます）。本資料は、2010年2月10日までに収集した情報のみに基づいております。従って、本資料に含まれる情報について、最新性・正確性・完全性が担保されていない可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

※本資料は、ジェトロまたは西村あさひ法律事務所による法的意見・見解・助言等を示すものではありませんので、本資料のみに依拠せず、別途専門家から助言を受けてください。